

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の5第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年9月15日 |
| 【会社名】 | 株式会社リアルワールド |
| 【英訳名】 | REALWORLD, inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 菊池 誠晃 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー33階 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年12月25日に提出いたしました第11期（自平成26年10月1日至平成27年9月30日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長菊池 誠晃は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び仕掛品に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

訂正箇所は___を付して表示しております。

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社は、一部取引先との間のクラウド事業における取引に関する会計処理について、平成28年8月9日に社内調査委員会を設置し、平成28年8月29日から調査主体を独立委員会に移行して調査を行ってまいりました。本調査により、売上の認識が適切ではなく、売上高が過大計上となっていたことが判明いたしました。

これにより当社は、当該不適切な会計処理の決算への影響額を調査し、第11期（平成27年9月期）の有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社では、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、内部統制を評価していましたが、結果として当社において不適切な会計処理リスクに対応するため

の、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス及び売上計上プロセスに関する内部統制に重要な不備として会計処理についての知識・認識不足、適切な会計処理に必要な証憑類の不足・不存在、取締役会の監督機能不全があったため、不適切な会計処理が行われ且つその発見に遅れを生じさせたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、上記の内部統制の不備を是正するため、独立委員会の指摘・提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制を整備・運用してまいります。

(1)コーポレートガバナンスの強化

監査等委員会設置会社への移行

社外取締役機能の強化

経営意思決定と業務執行の分離

(2)コンプライアンスに対する役職員の意識向上を図る施策の実施

教育・研修の強化

外部相談窓口の設置、内部通報窓口の設置

(3)内部管理体制及び業務体制の見直し

経理部門における売上計上手続きの見直し

各種申請フォーマットの見直し及び承認フローの再構築、収益認識ルールの徹底

営業部門における証憑取得手続きの見直し

各種報告フォーマットの見直し及び承認フローの再構築

一括業務管理システムの導入

システム統制の見直し

管理会計の見直し、管理指標の拡充

職務権限規程の取締役会決議事項の拡充

稟議制度の見直し(稟議フローの細分化、稟議内容の拡充)

内部監査室の充実

人員増強、監査計画の見直し

人員配置の改善にかかる施策の実施

予算実績管理の徹底

内部取引における計上ルールの見直し(標準化)

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。